

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑫

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月14日（土）10：00～12：00

場所：公立学校法人会津大学

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：中間貯蔵施設について反対に思っています。県内の各自治体の除染のほうで発生する、放射物に汚染された土壌、各自治体が責任を持って本当は管理すべきあるものを政府の行政指導の怠慢によって先送りされ、先送りされた県内の放射物に汚染された土砂等を、私たち、現場の人で先の見通しを持たない。困窮した世の中、この放射物に汚染された土壌と、政府はなぜ私たちの居住区内に運び、推し進めようとするのか。そして、原子力発電は政府が国策として推進したものであり、政府が原発事故で避難している私たちを1日も早くふるさとに帰還という環境を整える責任があるにも関わらず、政府はなぜ私たちを居住区内から追い出そうとするのか。

度重なる謝罪をしなければ理解に苦しむ。到底、許しがたい。容認できません。中間貯蔵施設を建設することに 断固反対です。ぜひとも県内の各自治体の除染等で発生する放射物に汚染された土砂等は、各自治体が責任を持って保管・管理すべきであると思っております。そしてただ今の説明の中で、最終処分場の方針についても説明がありました。最終処分場の県外の埋立は、この手続きにおいては不十分です。最終処分場の県外の地域にも同時に確定しない限り、中間貯蔵施設はそのような最終処分場になる可能性が大であります。これは到底許されることではありません。以上です。

環境省：どうもご意見、ふたついただきました。どうもありがとうございました。ご指摘でございます、県内、今、全体で除染を進めておいて、それぞれ除染を進めておる各自治体で責任を持って貯蔵すればいいじゃないか。なぜ最も被害を受けられた地域、また、不自由な生活を送られております皆さんの地域に造らなければならないというお話がひとつございました。それとふたつ目が最終処分、県外についてのご意見でございました。

ひとつ目のご意見について、答えさせていただきたいと思います。私どもといたしましては、この中間貯蔵施設、ここで県内全体で除染されております除去土壌なども、やっぱり集中的に管理したいというふうに考えておるところでございます。集中的に管理するために、やはりまとまった場所も必要でございますし、そこが集中的に管理するのに適した土地であるか、地盤であるかということも重要な要素だというふうに考えておりました、今回の調査をさせていただきまして、大変申し訳ございませんが、お示したところでございます。

中間貯蔵施設がないと、先ほどのお話とも関係するかもしれませんが、なかなか除染も進めない状況です。その除染も進めて一刻も早く、福島全体の復興を進めるために本当に申し訳ございませんが、なんとかお願いするしかないというふうに考えているところでございます。もう一度、重ねてこれはお願いをするしかないと思っておりますが、私どもとしましては集中的にやはり、安全に管理する必要があると思っております、こういう施設が必要だというふうに考えておるところでございます。

ふたつ目でございますが、まず中間貯蔵施設のあとの最終処分はどうなるのかというお話で、まず最終処分場の場所を見つれば、そういう話は済むのではないかというお話だったというふうに思っております。正直申しまして、現在のところ、どこで最終処分を行うかということは決まっておられません。この最終処分を行う場所を見つけるのも、やはり非常に困難な場面があると思っております。しかしながら、その最終処分を待たないで、除染を進める必要もございまして、なんとかして中間貯蔵をしながら、この30年の間に最終処分についての道筋を立てたいと思っております。

従いまして、国としての最高意思決定の、法制化ということを考えてさせていただいております。繰り返しになりますが、なんとか早く除染を進めて、集中管理をしたいと、最終処分までの間、集中管理をするための道筋をつけたいということで、中間貯蔵施設につきまして、大変申し訳ございませんが、お願いをしておる次第でございます。その辺り、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

参加者：理解できない。

参加者：ひとつ目は6月8日付けの朝日新聞に、経産省の赤羽副大臣が非常に大変な発言をしていらっしゃいました。不幸中の幸いとうんぬんかんぬん、あれはなんですか。そういう言葉は胸の中にじっとしまって、絶対口にはしてはいけません。私たちは不幸中の幸いでこんな事故を迎えるわけじゃないんですよ。それは、あまりにも怠慢っていうか、軽く考えてるんだなと私は思います。ぜひこの言葉を撤回していただきたいと思います。

ふたつ目は、原発を造るときは皆さんに、お願いします、お願いします、と言って、住民に非常によく話し合いをしてきました。お金の提示もしてきました。それなのに、いざ事故があって、中間貯蔵施設になったら、首長さんとか、自治体の役員の方とばかり話をしてまして、実際の今言われたように中間貯蔵施設を置かれる住民の方とか、大熊町や双葉町の住民の方との緊密な話し合いがなされていないでしょう。これで終わってしまったら、これは民主主義の世の中ではありません。これで終わりじゃなくて、きちんと話し合いをしてほしいと思います。

みつ目は、私この間、輸送計画に関する事でインターネットで申し込んで、東京・赤坂で開かれました輸送計画に関して出てきました。なんとこれ、第3回目だったんですね。もう3回も中間貯蔵施設に関しての学習会や説明会がもう国ではされて、自治体の方ともそこもいろいろな方とかも言われていたんですけど、なんか私たちに非常によく知っていました。

で、そこで、ああ、なるほどと思ったんですけど、周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。これは私たち大熊や双葉町は年間1ミリシーベルト以上ですよ。それで復興だの、帰るだの、私はまだ若いと思います、自分がね。だから、今そこに帰って、私、今、甲状腺の検査を仮設でやってるんですけど、私の家族では分からないけども、かなり皆さん、子どもさんも含めて甲状腺が大きくなってますよ。がんとか、因果関係とかは分からないですけども、だけど、そういう健康上のことを考えたら帰れないですよ。

この1ミリシーベルトを超えないようにするっていうのが、沿線住民の方だったら、大熊や双葉町の方々は1ミリシーベルトを超えてるんですよ。帰宅困難区域の方々、私が思うに大川原というところの方々も、あのおじいさんにおとといお会いしたんですけど、俺、首つりたいよと言われていました。分かります、その気持ち。大川原だから帰れない話ではないです。子どもさんがいない社会や町ですから。本当に、これは大変な問題です。このことについてみつ、ぜひ赤羽副大臣からして、よろしくお願いします。

内閣府：まず第1点目の赤羽副大臣による発言、赤羽副大臣は私の上司であります。ご指摘いただいたということをしかりとお伝え致します。以上です。よろしくお願いいたします。

環境省：ふたつ目、こういう住民の方々への情報提供と申しますか、お話ですが、そういうこと重要だと私どもも思っております。前回、昨年ですか、調査の説明会のときも大熊町さんに調査の内容を説明させていただきましたし、また、双葉町さんのほうも説明をさせていただいております。今回の調査は終わって、その結果、いろいろ関係者の方と調整して、今回の開催になったということにつきましては、おわび申し上げたいと思いますが、私ども今回は現在、皆さまにお示しできる資料を全てお示しして話をしておりますので、それよりも貴重なご意見を今回いただく場だと思っております。つきましては情報については、われわれがその時点で出せるものをどんどん出していくということでございますので、そういうご指摘を踏まえまして、やっていきたいと思っております。

それとみつつ目の輸送の検討会で、例えば輸送にあたっては車両が通過するとこのところは追加被曝線量を1ミリに抑えるという話でございます。これは、要は大熊、あるいは高線量地域はどうなの、というお話もあったり、あるいはその周辺の人と大熊、双葉の人との関係はどうなの、ということもお含みだと思っておりますが、あくまでこれは輸送するルート上で1ミリシーベルト以下に抑えるということでございますので、追加的にそれだけ抑えるということで、その線量がどうのこうのというよりも、追加的にも抑えるということで現在検討をしておると。

3回目、輸送の検討会につきましては3回まで開いておるわけでございますが、これもどうということが重要なのかということを検討しておるわけございまして、やはり一刻も早くこの除染土壌を効率的にかつ、大量のものを安全に輸送するかという非常に難しい命題がありますので、そういう点ではなるべくいろんな方面で早めに検討をして、いざ搬入というときに安全対策を取りながら、運んでいきたいということでございます。

従いましてこれも常に公開でやっております、その内容も報告書も全て公表しておりますので、そういう点も含めましてご理解をいただければなというふうに思っておりますのでございます。重ねまして、情報につきましてはわれわれ、現在出せるものは全て出しておりますし、今日もお話できることは全てお話ししておりますので、またそういうことにつきましても忌憚のないご意見をいただきまして、われわれ、重く受け止めて帰りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

参加者：本当に忌憚のないご意見と言われましたら、これ、1回で終わるんじゃないで、続けて何回もきちんと住民との話し合いをさせていただきたいと思います。そして、私たちが一番心配しているのは、中間貯蔵施設にほかの原発のごみも運ばれてくるのではないかと、危惧をされている方もたくさんいらっしゃいます。絶対それだけはさせないでください。だから、赤羽副大臣の話を聞いていると、なんかほかの原発のごみも運ばれるのではないかと、非常に心配があります。やっぱりこれは今回出た、福島第一原発から出た、放射能の除染したものだけで、これに乗じて、なんか不幸中の幸いでほかの原発のごみも一緒に入れましょう、なんて話はしないでください。また、1ミリシーベルト以下のところでないと、本当に子どもさんも育てられないし、子どものいない社会は町ではありません。これをよく考えて、皆さんきちんと、補償してくださいよ、本当に。これは大事なことでしょ、お願いします。

環境省：非常に重いお言葉だったと思います。確認をさせていただきますが、あくまでも中間貯蔵施設は福島県内の除染などに伴って出た土だけで、そもそも原子力発電所のものを運ぶとかっていうのは一切ございません。繰り返しになりますが、お手元の資料の9ページの左下に書いてございます。よく誤解される方もおられるんですが、この中間貯蔵施設には原子力発電所関係のいろいろな、例えば出たものを貯蔵するのではないかと、誤解がございまして、これは違います。今日説明させていただきますのは、福島県内で除染などで出ました、仮置場などで保管されている土壌、廃棄物、それと焼却灰でございますので、この9ページの左下に書いてございますように、東京電力福島第一原子力発電所内で発生した廃棄物などの貯蔵は行いません。そういうものは入りません。あくまで除染に伴って出るものだけです。そこは繰り返し説明させていただきたいと思います。

また、非常にやはり子どものいない社会は社会じゃないと、私も子どもがおりますのでその辺りも十分分かっておるつもりでございますので、貴重なご意見、どうもありがとうございます。

参加者：先ほどの方とちょっと重複します。今回の原発事故により、放射性物質をまき散らされ、汚染されてしまい、追い出されました。私。住むところも、線量多かった。ゴーストタウンです、あれ。自分の家に帰ることもできなくなりました。長い、苦しい避難生活、いつまでこれを送らなければならないのでしょうか。

それから先ほど写真をお渡ししましたけど、皆さんでご覧になったんでしょうか。ちょっとその写真を見て、あなたたちはどう感じますか。きれいだと思いますか。去年の10月

に一時帰宅したときの私の田んぼの写真です。セイタカアワダチソウが満開になるね。山にも木が生えてるんですよ。この悔しい気持ち、悲しい気持ち、あなたたちに分かりますか。もうこれ国の責任ですよ、これはね。先ほども言いましたようにこの原発はエネルギー政策による原発を推進してきたわけですよ。それが今回の事故に至ったわけですよ。それならば生活再建、われわれの生活再建をできるように国が責任を取るべきじゃないでしょうか。

エネ庁がこれだけやってきてねえんだ、皆さんがこれだけ苦しんでるんですよ。その気持ち分かっただけですか。いや、ちょっと、賠償とかそういう質問をさせていただきます。

今、賠償、賠償という言葉を使いますがね、賠償も半端。もう何もできませんよね。何を自分でするかも分かりません、これね。ていうことは、土地を追われるもの、地権者は何を判断して、何をどうしていいか分からないわけですよ。それを全然出さないで造る、造るでは、これは造るのが決まったような発言、皆さんの説明ですよ。これはちょっとおかしいと思いますけど、先ほどの方も言いましたように、地権者とは話し合っていないですよ。そういうこともちょっと考えてください。

あと、なんですけど、30年たった最終処分場に運びますっていうことを法制化するっていうことなんですけど、8,000ベクレルから10万ベクレル未満のもの、これは指定廃棄物として残るものですよ。更地にできないですよ。どうなんですか。で、それがもし更地にできるのならば、30年たった借地でもこれはいいと思います。間違いでしょうか、これはね。あと、また代替地などもね、用意する、要求するものがあれば、そういうことも考えてもらいたいと思います。

あと、普通の公共施設ならば、もしそこ立ち退きにあっても、すぐ隣に住むってこともこれは可能ですよね。今回それは絶対できない話ですよ。われわれはふるさとを捨てなければならぬんですよ、これね。こんなひどいことはないですよ。われわれが生まれて育って、長年、50年以上、こうやって生活してきました。それを捨てるんですよ。あなたたちはこれ、分かりますか。机上の計算でこれができますか。

交付金についてなんですけど、交付金は使い勝手の良いとかなんか言ってますけどね、われわれや帰れない人とか、30~40年はみんな帰れないでいるんですよ。そういう方たちに使うのに限定するべきじゃないでしょうか。

あと最終処分場についてなんですけど、今、安倍首相が世界一安全な原発を輸出すると言ってますよね。それならば、安倍首相の出身地に最終処分場を造るべきではないですか。最終処分場は安倍首相のところに造ることを私は提案をして質問を終わります。

環境省：先ほどの方のご意見・ご質問等も共通すると思いますが、避難されておられる被害を受けられた方に、こういうお話をさせていただくのは本当に心苦しく思っておるところでございます。先ほどいただきました写真、かつて田園であったところがセイタカアワダチソウが茂っていると。やはり人間の手が入らないところはこういうセイタカアワダチソウ等々が生えて、古里の景観がなくなってしまう、そういう心情が、われわれに分かるかという本当に心からのご意見だったと思います。

私もそうですが、この前に、人間、それぞれふるさとがあるわけございまして、そのふるさとに対する思いは皆さま方と同じだと思っております。ただ、皆さま方は避難を強いられておられまして、そこに戻るといことが現在、できないということにつきまして、本当にその心情が本当に分かるかと言われれば、おそらく皆さま方と同じようには、ひょっとしたらそこまでは分からないかもしれませんが、私ども、そういう分野に常に関わっているながら、私自身は今日ここに参ったつもりでございます。この説明会に限らず、直接そういうご意見もお伺いしますし、また東京でもそういうご意見いただきますので、私としましては常日頃そういうことを心がけてやっておるつもりでございます。

先ほどのご質問に入らせていただきたいと思いますが、賠償ではございません、補償のほうですが、補償の単価を示すべきではないかというお話でございますが、あくまで今回は住民の方全員を対象にさせていただいております説明会でございます。こういう土地の単価につきましては、私ども、地権者の方に直接相対でお話すべきものだと思っております。また施設受け入れまでの段階におきましては、そういう具体的なお話をするのは適切でないと思っております。仮に施設が受け入れていただいたあとには、地権者の方々を特定させていただきまして、その地権者の方々を対象にした用地の補償の説明会などを開催し、その場で本地権者とお話を直接することになるかと思っております。

従いまして、私どもとしてはなるべく早くそういうステップにいきたいと思っておりますが、まだそこまで至っていないのは大変申し訳なく思っておるところでございます。それと、例えば隣に住むことができることが可能ならいいんだけど、現時点では例えば、30年、40年というお話がございました。そういう点で、例えば隣に住むこともできないのにその辺りも分からないのかというご指摘だったと思います。その点につきましても、深くおわびをするしかないと思っております。そういうご心境に立ち返って、いろいろまだ説明をしていく必要があるというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それとい、ベクレル数、8,000 だとか 10 万だとかいろいろベクレル数があるけれども、それは例えば将来、順調に下がっておれば、土地についてもいろんな考えがあるんじゃないかというお話。これはごもつともですが、ただし、技術の開発、それとどういう土壌が果たして使えるのかどうか、使えるとすればどんな対応が必要なのか、というのもございますので、それにつきまして 30 年かけて研究していこうと考えておるところでございます。

それと、代替地のお話も出ましたが、そういうお話もやはり、これは地権者の方と直接お話をしないと、そういうお話のできるステージまでになりませんので、そういうお話ができるように、なるべく早く努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、最後のお話、ずばっとおっしゃられましたけど、最終処分、原発が安全と言うなら、総理大臣の出身地に持って行けばどうなのかというお話がございました。大変申し訳ございませんが、どこでどういう最終処分をするかということは決まっておりますので、それはご意見としてお聞きさせていただきたいと思います。ただし、非常に困難であることは私ども、最終処分、どこにするかというのは困難であるというのは分かっておりますので、それにつきましても、今後 30 年かけて頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして交付金についてお話をさせていただきます。

環境省：交付金につきましては今、つくるということ国として約束しまして、その内容や規模についてどうするかということ今、検討させていただいているところです。この中におきましては、今までいろいろな交付金がつくられてきましたけども、結局お金を積んで終わりであるという批判もありますし、またほかの会場では結局お金を積んだけれども、それは一部の人たちだけに回って、全然住民のところに戻ってこないのではないかという声も聞いております。こういった声も踏まえながら、どういうふうにしたら今、避難されている皆さまに少しでもつながるような形でこの交付金を措置できるかということを考えているところでございます。いずれ、町のほうとも相談させていただかなければいけないというふうに思っておりますけれども、ただ非常に難しい点としては補償の面ですとか、あるいは地域外の人たちに対してどういうことができるかということなんですけれども、国の税金という性格上、それから財政規律ということもありまして、単純にお金をばんとお渡しするという事は、正直申し上げて、申し訳ないのですが、できないなということございまして、そういう中でどういうふうに皆さまに、少しでも生活再建に資するよ

うな形でこの交付金を具体化していけるかどうかということを考えておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

それから、この住民説明会の内容につきましては、これはまとめて総理官邸にも届けております。従いまして、今日、安倍首相という話がございませぬけれども、この点につきましても総理官邸まで含めて届けるようにいたします。

参加者：東京電力福島第一発電所事故によって地域が放射能の汚染を受けました。とっても苦しい思いをしています。で、天災、人災は別として、大気、水質、土壌の汚染されている状況で公害と認定した上で、国と東電の責任をはっきりして対応すべきではありませんか。そうでないと、補償も賠償も全部一緒になってしまって、そういう支援が受けられない可能性があるんですね。ですから、これは別にして対応してほしいと思います。

で、環境省の人なので分かっているとは思いますが、2012年、平成24年ですね。9月19日に環境基本法が改正・施行され、これまで適用除外とされていた放射能物質を公害物質と位置付けることになっておりますが、このことはどう考えていらっしゃるでしょうか。

あともう1点ですね。中間貯蔵開始の30年以内に福島県外で最終貯蔵は完了するとあります。気持ちの問題では別としても、現状では施設ができてできなくても、住むことは困難です。30年以上は帰れないのであれば、その間、避難を続ける私たちに生活再建に向けた予定を、私たちは予定を立てなければなりません。国はわれわれにどうしろというのか、明確な道筋を示していただきたいです。

帰る、帰るって言っても帰れない状況です。ここをはっきりと国が道筋を示していただきたいです。除染や事故収束のために必要な施設というのは分かります。だからこそ、理解を得ようというのなら、今までの国家事業のダムや空港建設のように代替地や具体的な補償額を示して説明していただきたいです。

今までは、私たち住民には何も話、ありません。今日初めてですよ。で、新聞とかテレビではリークされているいろんなことを書いてます、私たちが知らないことを。そういう状況なので、安倍さんにはっきり言ってください。30年帰れないんだから、帰ればいって言うなって。危険なんです。みんな、帰りたいのは当たり前ですよ。もう、ふるさとなんだから。ふるさとを追い出されたんだから、私たちは。

環境省：お話の中で通常のダムと道路の公共事業のお話が出ました。その中でダムとか道路なら、まずそういう補償額を示して交渉すべきではないかと、交渉というかお話しすべきではないかということがまずひとつありました。その点についてお答えします。

実際、ダムとか道路を造る場合でも事業の説明会を行っておりまして、その時点ではまだ地権者の特定ができておりませんので、そういう話はいたしません。通常ダムがどこにできるか、道路がどこを通るかという説明は行ったりして、そのあと地権者の特定をして補償に入ることが通常でございまして、今回もまずは事業の説明会をさせていただいて、中間貯蔵施設のエリアの中の地権者の方の特定をさせていただく作業を積み上げます。これはなんとかご理解いただきたいと思います。通常そうやって、やっておるところでございます。それと、むしろ今のお話は、中間貯蔵というよりも、むしろ生活の道筋を付けるということが、同時にあるいはもっと重要ではないかというお話であったかと思えます。

それと、新聞でいろいろ出るけれども、今回初めてこういうお話を聞く機会、私どもが新聞に出しているとかは決してございませんで、それはもう新聞のほうを書いておるといふ状況で、これは決して皆さまにお話するのが最初だというのは常に変わりません。従いまして、今回の12月に申し入れを行ってからいろいろな点、あるいは集約というお話があったものですから、今日までお話が延びたというのは、これは正直におわびをしたいと思っております。

あと、30年後の生活の予定ですとか、例えば帰れるような状況をはっきりとしてほしいということでございますが、私どももやはり、将来の大熊町や双葉町の復興計画がどうなるのかということと密接に関連すると思っております、その辺りについても現在のところ復興計画との関係、あるいは将来のことが通観できないお話、あるいは住民の方々のような皆さんの考え方っていうのも今回お聞かせいただくいい機会だと思っておりますので、そういうご意見をいただいたことにつきましては、私ども、政府全体で受け止めて、当然補償のほうも説明がなされるようになっておりますので、そういう条件があるということも、しっかりと心にとどめさせていただきたいと言っております。

復興庁：30年間の復興、あるいは生活支援のお話がありました。昨年の12月20日に政府として福島復興についての基本的な方針を文書でとりまとめて、原子力災害対策本部として決定をいたしております。そこでの国の基本的な考え方としては、住民の方々も、それぞれいろんなご判断がとおりになると思うんです。例えば、他の場所への移住を決断したという方々もいらっしゃるでしょうし、ふるさとに戻りたいという方もいらっしゃるでしょうし、あるいはまだ今の段階では判断がつかない、しばらく避難しながら迷うという方もいらっしゃると思います。そうした方々それぞれの判断に応じて必要な支援をしつ

かりしていくと、これが今の国の基本的な方針でございます。まだ不十分な点はたくさんあるとは思いますが、基本的には、そのような考え方で進めております。

例えば、既に移住をご決断された方いらっしゃると思います。その方につきましては、これも昨年末になりますけれども、原子力賠償紛争審査会で追加賠償の考え方が示され、住居確保のための新しい賠償、今これを新しく、手続きを進めさせていただくべく取り組んでいるところでございます。

また、しばらくは避難を続けたいという方につきましては、現在復興公営住宅をこの会津若松市内にも作っておりますし、郡山はじめ県内15市町村で、まさに今、取り組みを始めています。着工もだいぶ進んでいます。そういうこともやっております。

あるいはお戻りになりたい方につきましては、今、町が復興ビジョン、先ほど大川原の話が出ましたけれども、復興ビジョンをお作りになっております。われわれ復興庁としましても、やはりお戻りになりたいという方がいらっしゃるのであれば、しっかりと戻すための復興計画、大熊町を復興させるための復興計画、これは復興庁としても全力でお支えしたいと思っております。必要な交付金制度もつくりました。そういった形で、皆さまに全部お示しできてない部分はあるのですが、基本的にはそういう考え方で、ひとつひとつ丁寧に施策を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

環境省：環境基本法の改正について、ご質問いただきました。先の改正の内容ですけれども、もともと環境基本法の中には放射性物質による環境汚染の防止というものが対象として入っています。これは前回の改正で追加されたということではなくて、もともと環境基本法ができた時点ですでに放射性物質というものが対象に入っていたんですけれども、それを特例的にほかの法律があるので抜いて、環境基本法は適用しないということが決められておりました。それを先の改正では特別に抜いていたものをまた削除する。ちょっとややこしいんですけど、従って、もともと入っていた、あるべき姿に戻ったということでございます。放射性物質についても環境中にいろいろと広がっている大気汚染物質、水質汚濁物質、そういうものと同列に本来扱っていくべきであって、われわれはそういった放射性物質も含めていろいろなものすべての影響を受けて、それが全体として人間に影響があるかないか、その基準はどうかということを決めているわけですし、そういう姿に戻ったということです。

環境基本法は環境分野で言えば、いわば憲法みたいなものですが、それに放射性物質による環境影響の防止が元に戻っていったということは、どういう意味を持つかとい

うことですが、環境基本法の下に水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の法律、自然環境保全の法律などたくさんの個別法というものがあります。これらの法律についても、環境基本法で放射性物質が対象になったということを受けて、順次改正をいたしまして、その個別法の中にも放射性物質による環境汚染の防止の観点を盛り込むという改正を順次進めているということでございます。そういった観点からこれからの環境行政全体として放射性物質も含めて、人々の安全を守っていききたいと、このように考えております。

参加者：3点ほど質問いたします。5月の27日に石原大臣が郡山で話しなされた中に、賃貸借を含むさまざまな選択肢があると。で、その選択肢を全然今日は示してないんですけども、地権者の選択肢はやっぱり大事だと思います。代替え地の希望、それから賃貸の希望、それから国の売却の希望、あると思いますので、必ずこれ、選択肢を広げてください。

それからふたつ目は、最終的にこの中間貯蔵は誰が決断を下すのか。国か県か町かそれとも地権者か。この場においては、地権者として駄目だとなればどうすんの？

みつ目、中間貯蔵予定地に道1本でへだてられて、その周辺は6号国道に挟まれて、右はこれから放射性物質を含んだトラックがどんどん行く、前は中間貯蔵の範囲で。で、この範囲に住む住人は、今後もどのようなとこに向かわせるの？ 3点お願いします。

環境省：順不同であれですけども、ふたつ目の誰が決断を下すのか。地権者の方が駄目だと言ったら。最後はこれ、国の責任で造らせていただくことになります。ただし、地権者の方にご理解がないとできませんで、やはり地権者の方のご理解をいただくべく、これは丁寧に丁寧に、何度でも何度でもお願いをするしかないと思っています。造るのは国が造ります。ただし地権者の方のご理解を得ないと造れない。これはそういうものでございます。設置・運営も国が責任を持って行います、繰り返しになりますが、やはり地権者の方がオッケーをいただかなきゃいけないと、これはそういうようなことでございます。

それともうひとつ、お手元の資料の、おそらくこういうお話だと思うんですが、17ページ、18ページお聞きいただきたいんですが、こういう施設を造るときにはいずれかでは、敷地が、敷地境界と申しますか、どこかでは線を引かざるを得ないというのはなんとかご理解いただきたいと思います。その上で、今のご質問、ご意見いただいたと思いますが、例えば、国道6号線から右側と申しますか、東側につきましては中間貯蔵施設ができるけれども、そうすると国道6号線の西側が道1本隔てて、例えば反対が中間貯蔵施設ができて、目の前を国道6号線には例えば、除去土壌を運んでくる福島県全体からのトラックが通るんだと。そういうところが果たして、いわゆる予定地周辺の住民とおっしゃいまし

たけど、そういう近隣地区にお住まいの住民の方はどうするんだというお話。どんな、どうしたらいいのかというお話だったと思います。ひとつ、ふたつお話し申し上げますと、先ほど申しましたように、こういう施設を造るときに敷地境界が出るのはこれはやむを得ないということで、これはなんとかご理解いただきたいと思っております。なんとかこの敷地境界が出るのはご理解いただきたいと。それで敷地境界ができた場合の、そこからの影響がどうなのかというお話ですが、これは工事の期間中、搬入の期間中を通じて影響がないように工事の工夫をしたり、あるいは通過交通を工夫したり、そういうことは行います。

それと、もうひとつ、線量はどうかというお話もよく言われますが、線量につきましては敷地の境界の中で私ども、作業員の皆さんが除染作業をしますし、また運び込んだ部分についてはきちんとふたをして遮蔽をするということで、少なくとも放射線についての影響はもう低減させるということを取ります。しかしながらやはり敷地があることによって例えば心理的に、例えば一時的と言えども、心理的にいろんな圧迫を、そういう影響はあるのではないかと、これはもうおっしゃる通りだと思います。施設があることによって、やはり心理的に非常に負担になるというのはあったり、もっと言いますと風評被害的なものもあるかもしれないというようなことも、お話、ごもっともでございます。そういうものにつきましてわれわれは情報をきちんと発信して、なんとか工夫、払拭ですとか、あるいは住民の方のご不安を解消していく必要があります。それはきちんとやらせていただきたいというふうに思っております。

それと、最初のお話の5月27日の大臣の話で、賃貸借というのはございました。これは現在お手元の横長の資料の、すいません、横長資料6ページ、ここに書かせていただいているのは現状の状況でございます、この6ページの一番上、土地の取り扱い、住民票についてのところの土地の取り扱いでございますが、ここで賃貸借を含むさまざまな選択肢について、制度面や手続き面などさまざまな角度から検討を進め、お示しするというところで現在こういうことをいろいろ、分かっていたきながらやっておるということでございますので、年間予算と進行状況を考慮して、さまざまな角度からいろいろお示ししようとしていることでございます。大変申し訳ございませんが、現在のところの最新の状況はこういうことになっておりますので、その辺りもご理解いただければというふうに思っております。

繰り返しになりますが、敷地境界についてはどうしてもやっぱり出ざるを得ない、これはもうなんとかご理解いただきたい。従って、その敷地の中と外をどうきちんとやってい

くということ、私ども重く受け止めております。その辺りもきちんとやっていきたいというふうにも思っております。そこはなんとかご理解いただきたいと思っております。

参加者：すいません、追加で申し上げます。ふたつ目に質問した、国の権限でやるっていうことは収用ということになるのでしょうか。

環境省：権限というか、国は設置の責任者ということなんです。今の収用するのかわからないお話ですが、これは現在のところ想定しておりませんし、とにかく何回もお願いをしましてご理解をいただくまで、何回でもお願いすると。それでご理解をいただくというのに全力を挙げたいというふうにも考えております。これは国が責任をもって設置するということなんです。ただし、地権者のご理解が要るということもございます。何回でも丁寧に、ご納得いただくまでご説明にあがっていくということになると思っております。

参加者：それとあと、賃貸借の場合に、われわれ個人が環境省なり国と話しても、とても追いつかないと。われわれは法律の中、分かりませんので、無知なんです。そこに、賃貸借に認められるのであれば、町が入れるように、国のほうからね、案をやって、まず。そういう案を作って出せないものなのか。以上です。

環境省：今日も町の方、来られてますので、そういうご意見があったというのは重く受け止めておきたいと思っておりますが、これも最初のお話ですけどまだそこまでの段階に行っていないわけなんです。まだ地権者の方の特定もできておりませんし、まだ今の考えはこのようになっていますが、今のお話は受け止めさせていただきたいと思っております。なるべくそういうステージに入った段階でと思っておりますが、まずそこまで現段階ではいってないということもございます。

参加者：質問なんかちょっと一部重複してるところありますけども、確認の意味で国主体に質問と確認させていただきたいと思っております。

まず、今日のこの説明会の立ち位置と言いますか、を確認したいと思っております。大熊町の行政側からは、土地のボーリング調査、イコール施設の受け入れがないという説明を受けながら、今日のこのような説明会に至っております。非常に違和感を抱いております。説明の中で賠償の話とか、すでにこの大熊町と双葉町に中間貯蔵、造ることを前提としながら話をされておりますが、私個人としては30年後に県外に造るのであれば、今から県外でもいいんじゃないかと思っております。確認の意味は、大熊町と双葉町、この候補地以外の選択肢はない中での今回の説明会なのか。

あともう2点目は今回の説明会でたくさんの町民の方からいろんな意見とか要望がたくさん、ほかの会場も含めてたくさんあったと思います。その意見、要望を踏まえて、再度説明会を開催する考えがあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

第3点は、先ほどちょっと、双葉の方からも話が出ましたけれども、この設置に関する最終判断はどのような形で行うのか、質問したいと思います。まず、議会が承認すればいいのか。あるいは例えば住民投票にかけるのか。強制収用の話が出ましたけれども、最終的に同意が得られなければ土地の強制収容に踏み切るのか。以上について説明をお願いしたいと思います。

環境省：お答えします。まず、説明会の立ち位置というご質問がございました。この説明会につきましては、昨年、調査をさせていただきまして調査結果、それに伴います内容、それと中間貯蔵の施設に絡む土地の内容ということで、受け入れ絡みということではございません。あくまで現時点でわれわれが示させていただくと。施設の設置の内容と、土地、生活再建についてご説明をさせていただく場です。よってやはり、そういうことだったり、それは町のほうもそういうご判断でございます。

それと、もうひとつ、最終処分が30年後であれば、30年後を早く見つけて、そちらに持っていけばというお話でございますけど、やはり最終処分につきましては非常に今は困難だと思っておりますので、まだどこに造るかも決まっておりません。従いまして、まずは中間貯蔵させていただいて、その間にいろんな技術な要件のクリア、あるいは減容化技術の開発等々をやりながら行っていきたいと思っております。まずは中間貯蔵施設を造らせていただいて、その間に最終処分についての検討をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、じゃあ大熊・双葉以外、今は候補地じゃないということですが、現在私どもとしては、皆さまのご理解をいただけたならば、なんとかここで中間貯蔵を造らせていただきたいというふうに考えてございます。調査の結果、地質的にも可能だということもございましたし、さまざまな例えば地下水の問題ですとか、地形の改変の問題ですとか、交通の問題等々考えれば、私どもは理解がいただけるのであれば、ご了解いただけるならばこの形で造らせていただきたい。ただ、まだ受け入れという問題とは別でございます。

それと、今後の説明会の在り方でございますが、今、開催させていただいておりますさまざまな意見をいただいております。今後どうするかということにつきましても町の方と相談をしたり、今後、まだ意見として、そろっていませんし、まだこれからありますので、そういう意見を判断しながら相談していきたいというふうに考えております。

それと、最終判断誰がするのかというお話なんですが、私どもとしては繰り返しになりますが、なんとかこれがないと、大変申し訳ないんですが、福島県全体の復興ができないということでございます。従いまして、国が責任を持って設置をさせていただきたい。ただし、やはり地権者のご了解をいただけないと、これは当然設置ができませんので。まだそこまでの段階には至っておりません。で、なんとか皆さま方、とにかく最終的には地権者の皆さまのご理解をいただいて、なんとか1日も早く福島県全体の復興のために、除染の推進のために造らせていただく施設にさせていただきたいと。ただ、まだ受け入れていただいておりますので、そういう状況でございます。その辺りは何度も繰り返し申し上げますように、ご理解をいただいて進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

参加者：環境省、エネルギー省、それから福島県からいらした皆さん方、支援チームの皆さん方、なんか全然意気込みというか、これで大熊町とか双葉住民を納得させるという、そういう意気込みが全然感じられないです。ただそこに座ってるだけ。私たちがふるさとを追われていくっていうのは、皆さんには想像もつかないです。それだけ人ごとなんです、皆さんは。本当に皆さん人ごとですよ。ましてやみんな、大熊の町長さんとか双葉町の町長さん、議員さん、いらっしゃってますけれども、大熊町の町長さんも双葉町の町長さんもこの方たちも避難者なんです。私たちと同じ立場なんです。それが皆さんから伝わってくるっていうものは、全然、意気込みが感じられない。これで終わらせようという、早く終わればいいっていう感じ。12時まで待ってたら早く終わるんじゃないかっていう、そんな感じにしか見えません。

それと本題に入りますけど、ふたつほど。ひとつは中間貯蔵の中で代表されている人たち、関わっている人たち、その人たちに賠償と補償といろいろ先ほど説明、そのパンフレットに従っておっしゃってくださいました。だけど、先ほど双葉町の方がお話しになったように国道1本、それで私たちはどうするんだ。私も熊川っていう川を境にしてその中に入らない組なんです。津波で流されてもがらくたの中でも、その中には、施設の中には入らないです。その私たちが、施設を造るのを眺めながらお墓参りに行けますか？ 子どもたちを連れて行けますか？

そして皆さんが先ほどからおっしゃってるように、丁寧に説明して、一生懸命に説明して了解をいただきたいと言ってるのは、その施設の中の人たちだけじゃないんです。周りにいる私たちもそうなんです。私ひとつ、大熊町全世帯の住民、それからここに集まっている双葉町全世帯の住民、その人たちに全部の世帯の人たちに賠償してください。

こちらに、施設の中に住んでる人たちの補償、賠償というのが先ほどのパンフレットで分かりました。でも結果は全然何も分からないですよ、こういうふうにしたっていうだけで。でもそこから1本離れた人たちにはなんの説明もないし、なんか蚊帳の外です、私たちは。ですから私たちは提案します。大熊町、それから双葉町いらしている皆さん、施設の中の外にいる人たちにも全世帯、全住民に賠償してください。そうすれば話は少しは前に進むと思います。そこを持ち帰って、きちっと話をして賠償してもらうように交渉してください。でなければ進みません。

あと皆さん、あともう少しで12時ですから。これで帰れるんです、皆さんは。私たちはこれから一生あの町と付き合っていかなきゃいけないんです。分かりますよね？ そこに皆さん座ってらっしゃる方、本当に意気込み感じられないですよ。私たちを説得しようとか、丁寧に説明しようとか全然そんなことない。本当に12時までいればいいんだっていう感じ。ですから今、私がお話したように蚊帳の外の私たちにも賠償、双葉町と大熊町にしてください。で、交付金でなんとかしてくださいなんて町長さんに、この交付金渡すからこれでなんとかしてくださいなんて、そんな話ではないですからね。これはきちっとそちらさんが考えることです。それでこの話を持ってきてください。そうしますと納得できるような回答を得られるかと思しますので、よろしくお願いします。

環境省：ありがとうございます。ご実家が熊川の南側と言いますか、そちら側になって中間貯蔵施設自体は、すいません、もう一度パンフレットのほうを見ます。17ページ、18ページのところでありますが、中間貯蔵施設自体は熊川の北岸が境であるということでございます。

それで意気込み、まず大変申し訳ございません。意気込みが感じられないというお話でございますが、私自身はそういうふうに思っておるつもりではございます。しかしながら皆さまの心に響かないのであれば、それはちょっと私も反省をしたいと思います。

一番おっしゃりたかったことは、中間貯蔵の敷地以外にもやはり同じような賠償や補償があつてしかるべきではないかと。これは実はほかの会場でも出ております。中間貯蔵施設以外にも本当は場所を取るべきではないかとか、あるいは緩衝地帯も本当は取るべきではないかという意見も実際、前回やった会場でもいただいております。しかしながら、どこまで敷地範囲を取るかと、敷地範囲を中につまましては今言いましたように公共事業で損失補償ということがございますが、敷地の外については大変申し訳ないんですが、同じ損失補償という考えで対応することははっきり言いますと不可能でございます。ただし、その上でそういうことはご理解の上でおっしゃってるということも、私、

十分理解をしております。つまり敷地の中の人はいま、敷地ができるということで、敷地の外の人はいまおっしゃったように横に敷地があって中間貯蔵がある中ですぐ横の家に、お墓参りに来れるかとか、お墓参りに来れるか、戻れるか、そういうものも非常にご不満だということも十分私は理解しております。しかしながら何度も申し上げますが、どこかで敷地境界を引かざるを得ない、これはご理解いただきたい。ただ、今いただいた意見、かなり拍手もいただきましたけど、そういうご意見もおありだというのは、きちんと私も理解しておきますので、そのいただいたご意見についてもわれわれが、共有したいと思っております。

ただし、何回も言いますが敷地境界が出るのは、本当に申し訳ないんですがやむを得ないと。その外をどうするかということにつきましては、いろんな意見いただいておりますので、それは持って帰らせて、みんなで共有したいと思っております。私、おっしゃりたいことも十分理解はできるつもりでございます。その辺りでなんとかご理解いただきたいと思っております。ありがとうございました。

参加者：今回、私どもは栃木のほうに避難しております、今日駆け付けてきたんですけども、先日来、栃木のほうでも最終処分場の案が出ておまして、何力所か。それでその度に反対運動が起きまして駄目になって、また違うところ、また違うところと3カ所目ぐらいなんですけど、だんだん気の弱い町のほうに持ってこられるみたいなんです。

今、ちょっと相談受けてましたのが、やっぱり誰ももうよく内容が分からないから、なんかこのまま、なっちゃうんじゃないか、みたいな話が出てましたけれども、いや、実際にはやっぱり福島のもので来るのであれば絶対反対したいっていうことは、まず言われますよね。ですので、最終処分場をまず決めなければ、おそらくこの会場の雰囲気を見ましても、「うん」とはならないと思うんですが、その最終処分場はなかなか難しい部分かなあと思っております。

そしてあと今の境界の話ですが、うちもやっぱり6号線の向かい側ですので、その中には入らないですが、うちの管理しておりますものが中にありましてるもんですから、ずっと関わっていかねばならないとは思っておりますし、それからうちのところはさっき外側だけでも線量はどうなるんだっていう話が出ましたが、うちはいつもモニタリングポストはうちの隣にありまして、一番高いところなんです。ところが、モニタリングポストというのは、アスファルトの上だか、橋の上かなんかで測っているんで、下がアスファルトのような形なんです。実際に自分のところに一時帰宅とかで帰りますと、その倍ぐらいの線量があるんです。で、場所によってはちょっと1年ぐらいだとしたらもう100

以上ありましたし、ここ1年ぐらいもう気持ちが悪いので帰らなかったんですけども、今回はちょっと帰ろうと思ってるんですが、そのときにはしっかりまた測ろうと思ってますが、1年で100あったものが10になるとは思っておりませんし、ですから線量が1ミリシーベルトにするとかなんとかって、そんなちゃんちゃらおかしい話はうちの場合はまったくないので、なんて言うんですか、そこはもう30年、40年、うちはもう帰れないと思ってますけれども、買い上げてもらえないのであれば、ずっとそここのところに何回か生きてる間中、意識を持って、そこでいつも中間貯蔵施設ができたとしてどうなっていくのかっていうのを見守っていく立場になると思うんですが、それもやっぱり生きてるからこそのことであって、東電の賠償も5年帰れなかったら次の追加が出ましたけれども、そんなものはまた当然ですから、その30年後とかってというのは先ほどの方も言っていましたけれども、30年後まで誰が補償してくれるのでしょうか。

そして先ほどの買い上げ価格なんですが、新聞で見たところでは評価額の80%だと、そういうお話が出てました。そしてさっきの資料を見ましたら、ここの土地はもうまったく価値がない土地だと。ところがベストはやっぱり、2011年3月の時点の評価の何倍っていう話じゃないかと思っていたのが80%、それも今の評価のって。今の評価ってないでしょう？ 今、誰も住めないんですし、今の評価はゼロでしょう。私たちのほうから考えたらゼロですよ。それなのにそれを評価の対象にして、その80%って、ちょっとどこから出た話だか分かりませんが、何かダムを造ったり、何か迷惑施設を造るときに土地を買い上げるっていうときに、評価が80%で皆さん納得して、今まで道路を造ったりダムを造ったりしてきたんでしょうか。

だいたい原発を造るときにもものすごいお金が回ったっていう話をたくさん聞いておりますし、確かなところからも伺っております。それなのにですよ、この中間貯蔵施設に関してはなんでその、低い評価の80%なんですか。それが私には理解できないし、そんなことがあったとしたらば中間貯蔵施設は造れないと私は思っています。

ですからなんて言うんですか、うちのところはなりませんけれども、そこの中の評価が高く買い上げてもらえるのであれば、私たちの東電との戦いにおいてもやっぱり賠償は頑張れると思うんですね。だけれども、皆さんももう困っちゃってますよね。もう3年以上もたってますから。で、もう使えない土地だ、帰れない、それなのに、まあ80%でもいいやって思う人だっているんですよ。

ですから、そんな安いお金で買われて皆さん大丈夫なんですかって私は言いたいし、そうしますともう全部の賠償にも関わってきますから、もっと皆さん頑張ってくださいと私は思っております。

環境省：はい。国道6号東側に財産お持ちだというお話でありました。まず80%っていうのが新聞に載ってありましたって、これはわれわれはまったく知らないこととございまして、新聞についてはなぜあんな記事を新聞にしたかは、われわれまったく預かり知らぬことだと思っております。これはもうはっきり申し上げます。

あとそれと、栃木に住まわれているという、栃木で栃木県内で発生した指定廃棄物と言われるものの最終処分場を今、探しているわけとございますが、なかなか見つかっていない。これは事実とございます。というのはやはり環境省がいろいろ栃木県で、別の担当がやっておりますけど、いろんな方とお話ししてご理解を得ながらやっていきたいと、まさに同じことをやっております。

最終処分場がどこにできるのかっていうのは何回も申し上げますが、決まっております。ただ私のほうとしましては繰り返しになりますが、除染を一刻も早く進めるためにはそれまでの間になんとか早く中間貯蔵施設を造らせていただきたいということでございます。それにつきまして、今の、例えば土地の価格はどうなるんだということにやはり非常にご関心があると。これは私自身、当たり前だと思っております。ただ、何回もお話ししますが、まだ地権者の方の特定ができておりませんし、それぞれの評価になりますので実際、現地に入らせていただいて、ある程度の調査する部分もあります。そういうところまでまだ行っておりませんので、今日の時点におきましては土地についての考え方をお示しする、土地について、資料見ますと4ページの考え方をお示することしかできないのが現状とございます。

従いまして土地の価格につきましては、やはり地権者の方を特定させていただいて、それからいろんな調査を、建物等の調査をさせていただいてからお示し、これはせざるを得ない。これは通常の公共事業と同じステップを踏んでおります。当然、私どもも中間貯蔵施設だけ特別なやり方しておるというのではなくて、通常のやはり公共事業と同じやり方できちっとしたステップを踏んでいって、この土地の価格をお示し、あるいは地権者の皆さまとのお話ということになりますので、現段階ではまだその地権者の方の特定できておらないので、そういう話はできていない。ということとはなにかご理解いただきたいと思っております。

それとあと、原発のときの価格はどうだったというお話もございましたけど、原発のときの価格、おそらく数十年も前というのもありまして、やはり土地の価格というのは年とともに変わりますので、よくおっしゃいますのは常磐道の価格とおっしゃいますけど、常磐道自体がすでに10年以上前ですので、場所も違いますので、それはなかなか参考になら

ないと、これは別にここだけでなく全国同じでございます。土地の評価についての考え方は全国一致してやっておりますので、評価の考え方については何とぞ現在のところの4ページに書いてあるところということでご理解いただきたいと思います。

われわれとしましては中間貯蔵、前に進める必要があると思っております、そのためにはなんとか次のステップに進みたいと。地権者の方へのアプローチをしたいと考えているところでございます。ただ今の段階ではそこまで至っていないというところでございます。

参加者：うちは、中間貯蔵の地権者の中には入りませんが、今回の話でどうしても、ひとつは気になったことがあります。環境省の方はずっと補償、補償とおっしゃってらっしゃるんですね、土地の買い取りを。東京電力さんからいただくものは賠償ってなるんですよ。で、今の法律ですと、どう考えても国のほうの債務の中で賠償は出てこないような形になってると思うんですね。秋以降に国の国会が招集になった場合に原子力のほうの賠償の形が変わってくるという話が新聞等に出てきておりますので、今、前に座ってらっしゃる方は賠償ではなく補償という形で話を進めてらっしゃるのかなっていうふうに思うんですが。

それでなんですけれども、原子力損害賠償支援機構になりますと、賠償という形を争うことはできますけれども、補償となりますと、これは国との話になりますので、ADRのほうでは争えない形になるのか、それが私たちに知識がないので分からないというところなんです。例えばですよ。例えばなんですけれども、地権者の中にはやはりどう説明をされても納得ができないと。自分の土地は売りたいくないという形になりますと、やはり道路を造ったり、ダムを造るわけでもないのに、成田のように1カ所、2カ所が反対意見、そこだけ置いて先に話が進むってことは当然できないと思うんですね。そうなったときに、環境省の方たちはどういうふうにお進め、示していくのか。国の形や国会のほうの補償の仕方がまだ今から変わっていくとなると話も違って行くので、この段階で明確な回答はやはりできないと思うんですね。これがまず1点の質問です。

それと、これはもうお聞きする、今の内容でお聞きする段階だけなんですけれども、中間貯蔵等ができた場合、当然単体ではできなくて、道路のほうの引き込みも、今の現状の道路でやっていくつもりで計画を立てていらっしゃるのか、それとも既存ではなくまだほかのものを使って計画を立てていらっしゃるのか、その2点をお伺いします。

環境省：補償と賠償の関係ですけれども、非常に分かりにくくて申し訳ないんですけれども、賠償金については今、話がありましたように、東京電力のほうから全町民に対して出ているということでございまして、補償については今回、中間貯蔵の敷地の中の方々に対して、これは通常の公共事業と同様にその土地や建物を提供いただくということに対してお支払いするというところでございます。

前の質問とも関わるんですけれども、補償については今ある土地や建物の現状を評価させていただいて、それに対してその対価を支払うということになるわけですけれども、その現状というのが避難指示区域に指定されているということで現在は使えない状態にある。その使えないということに対しては、使えないこととなった原因者がいるために、賠償がなされているということなんです。で、その使えないということを除いた分に対して補償がなされるということなんです。で、補償については今現在ゼロだから、その8割といってもすごく低いんじゃないかと言われましたけど、そうではなくて、今現在ゼロであっても、将来また復旧・復興を進めて、どれぐらいの期間で復興されるのか。またその復興されたあとの水準がどうなるのかということ専門的な見地から評価をいたします。こうして将来使えるようになった分について、中間貯蔵施設ができることによって使えなくなってしまう、その分を補償させていただくということになります。

言葉で言うとなかなか難しいんですけれども、価値が減少して損害が生じた分については賠償がなされて、残っている価値、それも将来にわたってまた回復してくる価値についてはその分も含めて補償させていただく。敷地内の人に対しては、その補償と賠償が両方出ますし、敷地外の人についても当然賠償はあると、こういう形になっています。

ということなので、補償についてはADRの対象にはなりませんけれども、通常の公共用地の補償と同じように、何か起きれば公共用地の補償の枠組みの中でまたそれは話し合いをしていくと、そういうことになります。

環境省：ふたつ目の質問で、輸送の段階で今の道路の事情から、道路はどうなるのかというお話ですが、基本的には今の道路、高速道路を含む道路、高速道路も将来、全部開通しますので、それも含めた高速道路と今の道路でなんとかまかないたいと思っております。ただ局所的な、例えば信号の改良とか、あるいは局所的な補強というのはあると思っておりますが、現段階ではその道路を造るだけでも相当な長い年数もかかりますので、現実的に考えますと、現在の道路をうまくまず活用してネットワークを組みながら、安全に、かつ簡単に運ぶというようなことをネットワークでいきたいと考えております。

参加者：私どもが聞きたいことは、かなりの方が私と重複して質問していただきましたので、その辺は割愛させていただいて、国が示したこの資料に基づいてちょっとお聞きしたい点が何点かあります。

一番最初の方がちょっと話をされましたけども、福島県内に出た汚染物質は県内の市町村で処理すべき問題だというふうにおっしゃいました。それで、私のほうで1点提案させていただきたいと思います。この汚染物質は県内の分散型で処分、貯蔵してはどうかというのが1点です。簡単に言いますと、県内にだいたい4カ所の貯蔵施設を造って管理したらどうかと、貯蔵してはどうかという点でございます。まず1カ所目は浜通り、それから2カ所は中通り、県北と県南、それから会津地方。この4カ所に分散型で設置してはどうかということでございます。

なぜ分散型にするかと言いますと、次の10ページ、この資料の10ページちょっと見ていただきたいんですが、その資料の中に8,000ベクレル以下の土壌、さらに8,000ベクレルから10万ベクレルの土壌などとあります。これをこのピラミッドの高いほうを合計しますと2,041万立方の汚染物質があるわけですね。この物質を県内分散型で貯蔵してはどうかということでございます。

それから、2の3つのグラフの10万ベクレル超の土壌、それから除染廃棄物の焼却灰、155万立方、さらに10万ベクレル超の対策地域内の廃棄物、これを合計しますと158万立方なんですね。これは原発をコントロールできなかった東電の敷地内に持っていったらどうかという発案です。

というのは、次の17、18ページを見ていただければと思います。これは中間貯蔵施設の配置図でございますが、双葉町が5キロ平方ですね。そして大熊町が11キロ平方。合計しますと16平方キロになります。それで、福島第一原発の敷地内としまして350万平方メートル、3.5キロ平方キロメートルに入っているんです。これを合計しますと、なんと21平方キロメートルの面積になるわけです。

この配置図を見ますと、私、ちょっと変な考えになるかもしれませんが、東京電力の敷地内のところに最終処分場がひょっとしてなされるのではないかという懸念を持っています。というのは、東京電力の敷地内に最終処分場を造れば、その回りを中間貯蔵施設でカバーしてしまうというようにこれ見えませんか。私はそういうふうに見えるんですが、この辺の説明をちょっとしていただきたいというふうに思います。

この貯蔵施設、だいたい北と南に約8キロちょっと、それから6号線までで一番距離あるところで3.5から4キロ。それから、一番狭いところで約2キロちょっとというような広

大な面積になります。最終処分場にするには適度の地域かなって、私はちょっと皮肉たっぷりに言いますけども、この辺を返答いただきたい。

次に、この資料の中間貯蔵施設の安全性ということで、22 ページに7つの項目が記載されています。ただ、安全性についてのみ記載されてますけれども、この資料を作る段階で中間貯蔵施設の危険性、マイナス面も必ず出たはずなんです。それはどういうことなんですか。この場で皆さんの前で示してください。以上です。

環境省：ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、私どもとしては福島県内の除去土壌を集中的に、もうひとつは安全に管理したいと思っておりますので、この施設を示させていただいたわけでございます。従いまして、お話としてはお伺いしたいと思います。

それともうひとつ、17 ページ、18 ページの図でいきますと、東電の敷地、東京電力福島第一原子力発電所の敷地もあるじゃないかというお話ですが、先ほど申しましたように、あくまで除染の土壌を、除去土壌等を貯蔵する施設ということで中間貯蔵施設でございますので、特に原子力発電所の中と外ということとはまったく別ということで考えてございます。

それと、安全性につきまして、安全性と書いてあるが危険性もあるじゃないかと。安全性の裏は危険性だということかもしれませんけど、とにかく安全に設計、施工、運営をするということで、このように書かせていただいております。いろんな例えば運送にあたって交通事故とか、そういうものも含めまして安全性ということで作らせていただいております。以上でございます。

参加者：私の土地は中間貯蔵施設には当たりません。先ほど環境省の方が同じく賠償は無理とおっしゃいました。それで、せめてものお願いがあります。と申しますのも、なかなかこういう機会が持てなかったもので、この意見はお願いというか、それは場違いかもしれませんがちょっと言わせていただきます。

それは復興庁の方が先ほど、移住に関する追加賠償のことなんですけども、それは今のところ家を建てるために土地を購入し、そして建築してからですか。すると決まってからの追加賠償ですよ、何パーセントというのは。それで、個々の事情、家族の事情によっては一生家を持ってないかもしれない人もいるんじゃないかと思うんです。例えば、もう高齢になっているとか、あとは家族の学校の関係、それから家族の入院施設、それから老人ホームとか。そういう関係で私たちはどこに行ってもいいか分からない。それは書面化さ

れているのでしょうか。まずひとつなんです。これ、東京電力なんかに聞きますと、いつまでも待つって言ってるんですけども、それでは政権が交代したときとか、そういうときは書面化されてないとうやむやになってしまいますよね。

それで、もう私たちはもしかしたら帰れません。せめてそういう家の補償を生活に回すことも考えました。それで、これお願いなんですけども、家を建てる、建てないに限らず、その計算方法は決まってると思うんです。その金額をもういただきたいんですけど、いかがでしょうか。そういうふうなお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

資源エネルギー庁：ありがとうございました。賠償のほうでお答え申し上げます。

1点目の期限の話でございます。今回の住居を確保する損害に対する賠償というのは、基本的には期限は設けておりません。それで、書面化されているかというお話ございましたが、今ちょうど私も担当しておりますけれども、東京電力で、請求書を今作り込んでるところです。そう遠くなくというか、本当にそんな遠くもなくご案内できると思います。そこで紙でご案内します。

それから、ご趣旨の中でいろんな形態があつて、例えば今の話、あるいは老人ホームのようなお話もありましたけど、いろんなバリエーションがあると思います。そういうこともあるのでわれわれ期限は設けたくないと思つてるんですが、ただ一方で、今回の賠償の趣旨はやはり家が非常に傷んでいる、あるいは土地代、使った土地も高く買えない。これを賠償するということですので、生活費に充てるため、あるいは自由に使うためということではできません。ですので、そこだけは限度があるんですけども、逆に例えば気の早い話かもしれませんが、まだお建てになつてなくても見積もりを取つていただければ、前もって払うことで立て替え払いというのがないよつとか、そういう工夫は最大限やらせていただきますので、そのような形の賠償になっておりますことをご理解いただければと思います。

詳細また別途お話をさせていただいても結構ですし、書面で案内が出るということでございます。

復興庁：復興庁でございます。賠償は今、申し上げた通りでございますが、仮にどうしても家の購入が難しいという方につきまして、そのセーフティネットとしてわれわれが進めているのが、復興公営住宅ということでございます。大熊町さんと双葉町さんの住民の方

であれば、具体のニーズがあればニーズに応じてしっかりと整備していくというのが大前提でございますので、そちらのほうも最終的には併せて考えていただければと思います。

参加者：今の災害復興住宅についてなんですけども、間取りなんですけども、なぜいわきと郡山とか会津が違うのかということ、私いろんなところに再三申し入れてるんですよ。と申しますのも、郡山タイプはすごく細長くて、台所が遠くにあって、まず火事を出してしまったらみんなが焼け死んでしまうんじゃないかということも申し上げました。それから小さい子どもいる人たちは、ガスコンロで調理をしながら目配りができない。そして実際モデルハウスを見てきましたけども、あまりにも窓が高すぎる、高さが。それでカーテンをどうするのかとか、結露の問題とかいろいろあるんですけども、こういうお話をする機会が一度も持てなかったことにちょっと不満があるので、今この中間貯蔵施設のお話ですけども、そういうこともこれからもっと機会を作ってほしいということで、場違いかもしれませんがお話させていただきました。すみませんでした。

復興庁：間取りのお話について、今おっしゃられたような声はわれわれにもしっかり届いております。基本的には県営住宅になりますので、県で設計しておりますが、このことは県もよく分かっております。今まさに検討されているところと聞いておりますので、今日、県の方々もいらっしゃっていますが、今お話があったことをまたあらためて県にもお伝えします。また、入居される方々とお話できるような機会も可能であれば設けられるようにしたいと思います。

参加者：ひとつは土地についてなんですけれども、中間貯蔵施設の方のほうは売却ということなんですけれども、売却ということにしてしまうと、住民票のほうも今はどうなるかっていうことが分からないですし、そうなりますと、大熊の町民ではなくなってしまうような感じがしてしまいます。そして子孫にも伝えることができないと思うんですね、何もなければ。ですので、やっぱり貸すっていう形もとっていただきたいなと思います。そうすれば、子孫にもどうしてこういう振り込まれてるってことが、こういう理由で貸してるのよってことずっと伝えられると思いますし、そこがうちなんだよ、本当はここが大熊町の自分たちの家なんだよってことが言えると思うんですね。でも、売ってしまいましたら何もなくなってしまいますので、やっぱり選択肢をしていただきたいなと思います。

あと、建物のほうなんですけれども、東電でもそうなんです、津波に遭った人たちには建物を補償していただけないんですね。でも、ほかの震災で遭ったところでも、2年ぐらい仮設とかにいても、1年、2年たったら家を建てて住んでるわけですよ。そうした

ら、みんな私たちもそういうふうにかを建ててるわけですね。それなのに建物のほうは一切補償してくれないってことなんですね。だから今回のこれでも、また建物のほうは津波に遭った人たちは補償されないんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

環境省：説明会については、ご要望をなるべく承っておりますので、それも含めて考えさせていただきたいと思います。住民票については、仮に土地を売却いただいた場合でも残るような方向で今、検討しているということでございます。

それから、津波による被害の件でございますけれども、津波についてはこれは福島県だけではなくて他県についても、宮城、岩手についても津波による被害は、これは自然災害ということで誰にも原因を帰することはできず、賠償できないということで、そこについては大変申し訳ございませんけれども、同じ扱いとさせていただくほかないというふうを考えております。

参加者：中間貯蔵の範囲の問題で、6号線を境にするってことは、もうちょっと内陸のほうに持っていきたいと思います。結局、今の皆さんの話を全部聞きますと、大熊町も双葉町も6号線の東も西もないと思うんですね。これ、中間貯蔵施設のほうは東側って言ってますけど、西側だって書いてんですか？ これ。書いてないでしょう。そしたら、そこら辺をよく、国もどこかで線引きしなくちゃなんないと言ってますけど、もう少しそこら辺もやっぱり町当局といろいろ、住民ともいろいろ話して。そんな急ぐことじゃないんじゃないですか。よく議論して、話し合いしたらいいんじゃないですかね。

要するに、結局、大熊町も双葉町も犠牲っていう、犠牲になるんですよ。国の犠牲になるんでしょうけど、この言葉、犠牲という言葉について、官僚の皆さんも頭いいんですからね、よくよく調べてください。この言葉は重いと思います。だから、皆さんが犠牲になるってところだけを、国は本当に深く心に収めてもらいたいんです。その1点です。長くなってすいませんけど、この1点です。

環境省：ありがとうございました。犠牲という言葉、よく調べてきちんと心に刻んでほしいと。確かに承りました。ありがとうございます。

それと、前半ご意見でしたけど、もう少し内陸のほうに敷地を持っていけないものかと。これは今日も何人もの方々と同じような意見をいただいていますし、いろんな会場でも意見をいただいております。また、どこかで敷地境界が出るのはやむを得ないけど、そこをなんとかならないかというお話、これはちょっと、この場でなかなかお返事できませんけ

ど、そういう意見たくさんございましたので、そういう意見も政府全体でしっかり受け止めていきたいと思えます。本当に貴重なご意見ありがとうございました。

以上